

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
 (当たる翌日は、
当たる日には、
がと日
に当たる
休き)

鳥取県告示第三百六十六号
 健康保険法(大正十一年法律第七十号)第四十三条ノ三第一項の規定に基づき、保険医療機関及び保険薬局の指定をしたので、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに特定承認保険医療機関の承認並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令(昭和三十二年政令第八十七号)第二条の規定により、次のとおり告示する。

平成7年4月28日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

目次

◇告示

保健医療機関等の指定(保険課)

健康保険法等に基づく現物給与の標準価額(〃)

県営土地改良事業計画の変更(農村整備課)

漁業災害補償法による共済契約の締結の申込みに係る同意についての適否の決定(水産課)

開発行為に関する工事の完了(三件)(都市計画課)

都市計画の変更に係る図書の写しの縦覧(〃)

鳥取県心身障害児就学指導委員会規則の一部を改正する規則(小中学校課)

鳥取県教科指導委員会設置規程を廃止する規則(〃)

平成7年度鳥取県職員採用試験(大学卒業程度)の実施(人事委員会総務課)

| 名 称 | 所 在 地 | 指 定 年 月 日 |
|------------|-----------------|------------|
| 鳥取産院 | 鳥取市吉方温泉一丁目六五三 | 平成7年4月一日 |
| 上田病院 | 鳥取市西町一丁目四五一 | 〃 |
| 岡田内科クリニック | 鳥取市富安二丁目二二八一 | 平成7年4月十七日 |
| たけのうち診療所 | 境港市竹内町七九一一 | 〃 |
| 多名部歯科クリニック | 鳥取市永楽温泉町一六〇 | 平成7年4月十八日 |
| 玉木歯科医院 | 鳥取市若葉台南六丁目二三一三〇 | 平成7年4月二十日 |
| 大覚寺クリニック | 鳥取市吉成二〇六一 | 平成7年4月二十六日 |
| 有限会社アオト薬局 | 米子市櫻原一八八八一六 | 平成7年4月一日 |
| もり薬局 | 米子市角盤町一一一四三 | 平成7年4月十七日 |
| 有限会社津ノ井薬局 | 鳥取市津ノ井二五七一〇 | 平成7年4月二十六日 |

告示

鳥取県告示第三百六十七号

健康保険法（大正十一年法律第七十号）第二条第二項及び第六十九条の五第一項、厚生年金保険法（昭和二十九年法律第百十五号）第二十五条並びに船員保険法（昭和十四年法律第七十三号）第三条第二項の規定に基づき、報酬又は賃金の全部又は一部が金銭又は通貨以外のもので支払われる場合の標準価額を次のとおり定め、平成七年五月一日から施行する。

昭和六十年五月鳥取県告示第六百三十三号（健康保険法等に基づく現物給与の標準価額について）は、平成七年四月三十日限り廃止する。

平成七年四月二十八日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 異議の申立て

利害関係人は、この告示に係る土地改良事業変更計画について、異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申てること。

鳥取県告示第三百六十九号

漁業災害補償法（昭和三十九年法律第百五十八号）第八条の二第五項において準用する同法第百五条の二第三項の規定に基づき、発起人から届出のあつた次の加入区及び漁業の区分に係る共済契約の締結の申込みに係る同意については、審査した結果同法第八条の二第二項に規定する要件に適合すると認めたので、同条第五項において準用する同法第百五条の二第四項の規定により告示する。

平成七年四月二十八日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

法第八十七条第五項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

平成七年四月二十八日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 縦覧に供する書類

土地改良事業変更計画書の写し

二 縦覧に供する期間

平成七年五月一日から二十一日間

三 縦覧に供する場所

河原町役場

四**異議の申立て**

| | |
|------------------|---------|
| 一 食事の給与 | |
| 一人一月につき | 一万七千七百円 |
| 一人一日につき | 五百九十四円 |
| 朝食一食につき | 二百十円 |
| 夕食一食につき | 二百三十円 |
| 二 住宅の給与 | |
| 一戸一戸一人一月につき | 千円 |
| 三 食事及び住宅以外のものの給与 | |
| 時価 | |

鳥取県告示第三百六十八号

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第八十七条の三第一項の規定に基づき、県営土地改良事業（県営土地改良総合整備事業和奈見地区区画整理、農業用用排水及び暗渠排水）に係る土地改良事業計画を変更したので、同条第六項において準用する同

| | |
|--------|----------------------|
| 加 入 区 | 漁 業 の 区 分 |
| 御来屋加入区 | 漁業災害補償法第百四条第一号に掲げる漁業 |
| 夏泊加入区 | |

鳥取県告示第三百七十号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により告示する。

平成七年四月二十八日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

- 一 開発許可の年月日及び番号
平成六年十二月二十二日 鳥取県指令受鳥土維第六三八号
- 二 開発区域に含まれる地域の名称
鳥取市湖山町南三丁目
- 三 開発許可を受けた者の住所及び氏名
気高郡気高町大字下坂本一〇二三一八四
株式会社フタミ

代表取締役 小林 秀實

鳥取県告示第三百七十一号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）附則第五項の規定において準用する同法第三十六条第三項の規定により告示する。

平成七年四月二十八日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

- 一 開発許可の年月日及び番号
平成五年三月二十二日 鳥取県指令受倉土維十第七号

- 二 開発区域に含まれる地域の名称
倉吉市下米積字池田
- 三 開発許可を受けた者の住所及び氏名
倉吉市上米積八一三
中野 敏彦

鳥取県告示第三百七十二号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）附則第五項の規定において準用する同法第三十六条第三項の規定により告示する。

平成七年四月二十八日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

- 一 開発許可の年月日及び番号
平成五年三月二十二日 鳥取県指令受倉土維十第七号
- 二 開発区域に含まれる地域の名称
倉吉市下米積字池田
- 三 開発許可を受けた者の住所及び氏名
倉吉市上米積八一三

中野 敏彦

鳥取県告示第三百七十三号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二

十条第一項の規定に基づき、境港市から送付を受けた次の都市計画の変更に係る図書の写しは、鳥取県土木部都市計画課（鳥取市東町一丁目二二〇）において公衆の縦覧に供する。

平成七年四月二十八日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 都市計画の種類及び名称

米子境港都市計画道路 三・六・二号内浜中央線

二 都市計画を変更する土地の区域

境港市芝町字浜団地及び字芝荒神東

変更する部分

教育委員会告示

鳥取県心身障害児就学指導委員会規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成七年四月二十八日

鳥取県教育委員会委員長 大 石 徹

徹

鳥取県教育委員会規則第十一号

鳥取県心身障害児就学指導委員会規則の一部を改正する規則

鳥取県心身障害児就学指導委員会規則（昭和五十二年二月鳥取県教育委員会規則第七

号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

鳥取県就学指導委員会規則

第一条中「心身に」を削り、「心身障害児」を「障害児」に、「鳥取県心身障害児就学指導委員会」を「鳥取県就学指導委員会」に改める。

第二条中「心身障害児」を「障害児」に改める。

第三条第二項第二号中「特殊教育」を「障害児教育」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

鳥取県教育委員会規則第十二号

鳥取県教科指導委員会設置規程を廃止する規則

鳥取県教科指導委員会設置規程（昭和二十六年四月鳥取県教育委員会規則第二号）は、廃止する。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

報 告

平成7年4月28日 金曜日

公

告

職員の任用に関する規則（昭和27年12月鳥取県人事委員会規則第11号）第17条第1項の規定に基づき、採用試験について、次のとおり公告する。

平成7年4月28日

鳥取県人事委員会委員長 加藤威

1 試験の名称
平成7年度鳥取県職員採用試験（大学卒業程度）

2 試験の区分及び採用予定者数

| 試験の区分 | 採用予定者数 |
|----------|--------|
| 行政 | 30名 |
| 電気 | 2名 |
| 土木 | 12名 |
| 建築 | 2名 |
| 農業土木 | |
| 農業（農業一般） | |
| 農業（生活経営） | |
| 林業 | 1名 |
| 社会福祉 | 1名 |

3 対象となる職

知事の事務部局、教育委員会の事務部局等に勤務する行政職給料表2級相当程度の職員の職。

4 給与

この試験に合格し、採用された者には、原則として給料月額167,200円のほか諸手当が支給される。

5 受験資格

受験資格は、次の表のとおりとする。ただし、日本の国籍を有しない者及び地方公務員法（昭和25年法律第261号）第16条の規定により地方公務員となることができない者は、受験することができない。

| 試験の区分 | 受験資格 |
|----------|--|
| 行政 | 昭和41年4月2日から昭和49年4月1日までに生まれた者 |
| 電気 | |
| 土木 | |
| 建築 | |
| 農業土木 | |
| 農業（農業一般） | 昭和41年4月2日から昭和49年4月1日までに生まれた者で、農業改良助長法（昭和23年法律第165号）第14条の3に規定する改良普及員の資格（農業改良普及員に係るもの又は基礎選択項目が農業経営であるものに限る。）を有するものに限る。又は同条に規定する改良普及員の資格（基礎選択項目が農業経営であるものに限る。）を平成8年3月31日までに取得する見込みのもの |
| 農業（生活経営） | 昭和41年4月2日から昭和49年4月1日までに生まれた者で、農業改良助長法第14条の3に規定する改良普及員の資格（生活改良普及員に係るもの又は基礎選択項目が生活経営であるものに限る。）を有するもの又は同条に規定する改良普及員の資格（基礎選択項目が生活経営 |

(注) 採用予定者数については、今後の欠員等の状況により変更される場合がある。

平成7年4月28日曜日

鳥取県公署

| | | |
|----------------|--|--|
| | | であるものに限る。) を平成8年3月31日までに取得する見込みのも |
| 林業 | 昭和41年4月2日から昭和49年4月1日までに生まれた者で、森林法(昭和26年法律第249号)第187条に規定する林業改良指導員の資格を有するもの又は平成8年3月31日までにこの資格を取得する見込みのもの | |
| 社会福祉 | 昭和41年4月2日から昭和49年4月1日までに生まれた者で、社会福祉事業法(昭和26年法律第45号)第18条各号に規定する社会福祉主事としての任用資格を有するもの又は平成8年3月31日までにこの資格を取得する見込みのもの | |
| 6 第一次試験 | | |
| (1) 試験種目 | 行政の試験については、教養試験(多肢選択式)及び専門試験(多肢選択式及び試述式)とし、行政以外の試験については、教養試験(多肢選択式)及び専門試験(多肢選択式)とする。 | |
| | なお、各試験の出題分野は、別表のとおりとする。 | |
| (2) 試験の期日 | 平成7年6月25日(日) | |
| (3) 試験の場所 | 鳥取県立鳥取西高等学校 鳥取県立米子西高等学校 専修大学(神田校舎) | 鳥取市東町二丁目112 米子市大谷町200 東京都千代田区神田神保町三丁目8 |
| 7 第二次試験 | | |
| (1) 試験種目 | 論文試験、適性検査、面接試験(個別面接)及び身体検査 | |
| (2) 試験の期日 | 平成7年7月27日(木)及び28日(金) | |
| | | |
| (3) 試験の場所 | 県民文化会館 | 鳥取市尚徳町101-5 |
| 8 合格者の発表 | | |
| (1) 第一次試験合格者 | 平成7年7月13日(木)(予定)に鳥取県庁本庁舎(鳥取市東町一丁目220)及び第二庁舎(鳥取市東町一丁目271)の1階掲示板にその受験番号を掲示して発表する。 | |
| | なお、合格者には、書面で通知する。 | |
| (2) 最終合格者 | 平成7年8月10月(木)(予定)に鳥取県庁本庁舎及び第二庁舎の1階掲示板にその受験番号及び氏名を掲示して発表する。 | |
| | なお、合格者には、書面で通知する。 | |
| 9 採用の方法 | | |
| | 最終合格者は、鳥取県人事委員会が作成する採用候補者名簿に登載された後、任命権者からの提示請求に応じて成績順に提示され、その中から採用が決定される。 | |
| | なお、採用は、平成8年4月1日の予定である。 | |
| 10 受験手続 | | |
| (1) 受験申込書の交付 | 受験申込書は、鳥取県人事委員会事務局、中部及び西部県税事務所、八頭及び日野地方農林振興局並びに東京及び大阪事務所において交付する。 | |
| (2) 受験の申込み | 受験希望者は、所定の受験申込書1部に所要事項を記入の上押印し、鳥取県人事委員会事務局に提出すること。 | |
| | なお、申込みができる「試験の区分」は、一つに限る。 | |
| (3) 受付期間及び受付時間 | | |
| ア 受付期間 | 平成7年5月8日(月)から同月31日(水)までの日(日曜日及び土曜日を除く。) | |

鳥取県公認

なお、郵送による申込みは、平成7年5月31日（水）までの消印のあるものに限り受け付ける。

イ 受付時間

8時30分から17時まで

11 その他

- (1) 受験手続その他受験に関する問い合わせは、鳥取県人事委員会事務局（鳥取市東町一丁目271 電話0857-26-7553）に行うこと。
- (2) 受験申込書の請求、受験に関する問い合わせ等を郵便によって行う場合には、90円切手をはった、あて先明記の返信用封筒を必ず同封すること。
- (3) 試験の詳細については、別に受験案内が作成されているので、参考すること。

別表

教養試験出題分野一覧表

| 試験の区分 | 問題形式 | 出題分野 |
|-------|-------|-------------------------------------|
| 全区分 | 多枝選択式 | 社会科学、人文科学、自然科学、文章理解、判断推理、数的推理及び資料解釈 |

| 試験の区分 | 問題形式 | 出題分野 |
|-------|-------|--------------------------------------|
| 法律 | 多枝選択式 | 憲法、行政法、民法、刑法、商法、経済学 |
| 行政 | 記述式 | 憲法、行政法、民法、商法 |
| 経済 | 多枝選択式 | 経済原論、財政学、経済史、統計学、経済事情、経済政策、憲法、行政法、民法 |
| | 記述式 | 経済原論、経済史、経済政策 |

専門試験出題分野一覧表
(注) 行政については、受験申込みの際法律コース又は経済コースのいずれか1コースを選択するものとする。

職員の任用に関する規則（昭和27年12月鳥取県人事委員会規則第11号）第17条第1項の規定に基づき、採用試験について、次のとおり公告する。

平成7年4月28日

鳥取県人事委員会委員長 加藤威

| | | |
|---|--|--|
| 1 試験の名称 | 論文試験、面接試験（個別面接）、適性検査、身体検査及び体力検査 なお、身体検査の項目及び基準は、別表のとおりとする。 | |
| 平成7年度鳥取県警察官採用試験（大学卒業程度） | | |
| 2 採用予定者数 | (2) 試験の期日 平成7年8月24日（木）及び25日（金） | |
| 6名 | (3) 試験の場所 鳥取県庁第二庁舎（鳥取市東町一丁目271）他 | |
| 3 対象となる職 | (注) 採用予定者数については、今後の欠員等の状況により変更される場合がある。 | |
| 警察に勤務する公安職給料表1級係員（巡回）の職 | 8 合格者の発表 (1) 第一次試験合格者 平成7年8月10日（木）（予定）に鳥取県庁本庁舎（鳥取市東町一丁目220）及び第二庁舎（鳥取市東町一丁目271）の1階掲示板にその受験番号を掲示して発表する。 なお、合格者には、書面で通知する。 | |
| 4 給与 | (2) 最終合格者 平成7年9月8日（金）（予定）に鳥取県庁本庁舎及び第二庁舎の1階掲示板にその受験番号及び氏名を掲示して発表する。 なお、合格者には、書面で通知する。 | |
| この試験に合格し、採用された者には、原則として給料月額182,500円のほか諸手当が支給される。 | | |
| 5 受験資格 | | |
| 昭和43年4月2日から昭和49年4月1日までに生まれた男子。ただし、日本の国籍を有しない者及び地方公務員法（昭和25年法律第261号）第16条の規定により地方公務員となることができない者は、受験することができない。 | | |
| 6 第一次試験 | | |
| (1) 試験種目 | 9 採用の方法 最終合格者は、鳥取県人事委員会が作成する採用候補者名簿に登載された後、任命権者からの提示請求に応じて成績順に提示され、その中から採用が決定される。 なお、採用は、平成8年4月1日の予定である。 | |
| 教養試験（多肢選択式）及び専門試験（多肢選択式） なお、教養試験の出題分野は、社会科学、人文科学、自然科学、文章理解、判断推理、数的推理及び資料解釈とし、専門試験の出題分野は、憲法、行政法、民法、刑法、商法、刑事訴訟法及び経済学とする。 | | |
| (2) 試験の期日 | 10 受験手続 (1) 受験申込書の交付 受験申込書は、鳥取県人事委員会事務局、中部及び西部県税務所、八頭及び日野地方農林振興局、鳥取県警察本部警務部警務課、県内の各警察署、交番並びに警察官駐在所において交付する。 | |
| 平成7年7月9日（日） | (2) 受験の申込み 受験希望者は、所定の受験申込書1部に所要事項を記入の上押印し、鳥取県人事委員会事務局に提出すること。 | |
| (3) 試験の場所 | | |
| 県民文化会館 | 鳥取市尚徳町101-5 | |
| 鳥取県西部総合事務所講堂 | 米子市城町一丁目160 | |
| 7 第二次試験 | | |
| (1) 試験種目 | | |

9 平成7年4月28日曜金曜日

鳥取県公報

(3) 受付期間及び受付時間

ア 受付期間

平成7年5月8日(月)から同年6月30日(金)までの日(日曜日及び土曜日を除く。)

なお、郵送による申込みは、平成7年6月30日(金)までの消印のあるものに限り受け付ける。

イ 受付時間

8時30分から17時まで

11 その他

(1) 受験手続きその他受験に関する問い合わせは、鳥取県人事委員会事務局(鳥取市東町一丁目271 電話0857-26-7553)に行うこと。

(2) 受験申込書の請求、受験に関する問い合わせ等を郵便によって行う場合には、90円切手をはった、あて先明記の返信用封筒を必ず同封すること。

(3) 試験の詳細については、別に受験案内が作成されているので、参照すること。

別表

身体検査の項目及び基準一覧表

| 検査項目 | 基準 |
|------|---|
| 身長 | 160センチメートル以上であること。 |
| 体重 | 47キログラム以上であること。 |
| 胸囲 | 78センチメートル以上であること。 |
| 視力 | 両眼とも、裸眼視力が0.6以上であること又は裸眼視力が0.1以上で、かつ、矯正視力が1.0以上であること。 |
| 弁色力 | 正常であること。 |

| | |
|---------|---------------|
| 聴力 | 正常であること。 |
| 一般内科系検査 | 正常であること。 |
| 四肢の運動機能 | 職務遂行に支障のないこと。 |